

オープンデータの推進について（案）

1 目的

国が策定した「電子行政オープンデータ戦略」及び「世界最先端 IT 国家創造宣言」等を踏まえ、公共データの活用を促進することにより、経済の活性化、区民参加の推進及び行政の透明性・信頼性の向上を進めていくため、オープンデータを推進する。

2 オープンデータの定義

オープンデータとは、区が保有する公共データが、区民、法人及びその他の団体に利活用されやすいように、機械判読性が高く、二次利用可能なルールの下で公開されること、また、そのように公開されたデータを指す。

3 オープンデータを推進する意義

（1）経済の活性化、新事業の創出

区内で活動する企業やNPOなどが、公共データの編集、加工、分析等の各段階を通して、様々なビジネスの創出や企業活動の効率化を促進し、本区全体の経済活性化を図る。

（2）区民参加の推進

本区が公開する公共データを区民等と共有することで、官民協働による公共サービスの提供を促進する。

（3）行政の透明性・信頼性の向上

公共データをオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上を図る。

4 オープンデータ推進のための基本原則

（1）各部が保有する公共データを積極的にオープンデータとして公開する。

（2）機械判読性が高く、二次利用が容易な形式で公開する。

（3）営利目的、非営利目的を問わず活用を促進する。

5 推進体制

全庁的な体制により推進する。また、全庁的な普及及び理解に向け、職員に対する研修等を実施する。

6 オープンデータ化の対象となるデータ

本区が保有する情報のうち、本区ホームページに掲載し、公表しているデータについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。ただし、法令又は条例等による制約があるもの及び具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められない情報並びに個人情報などの文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）に規定する非公開情報は、オープンデータ化の対象外とする。

7 機械判読に適したデータによる公開

オープンデータ化するデータについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造(タグの付け方、表の形式等)とするとともに、特定のアプリケーションに依存せず、容易に加工可能な機械判読に適したデータ形式(CSV等)で公開することに努める。

8 オープンデータ公開サイトの準備

本区ホームページ上にオープンデータ公開サイトを準備するとともに、東京都のオープンデータのサイトとリンク付けをする。

9 今後のスケジュール

平成28年	10月	推進ガイドライン(別紙1)の策定、利用規約(別紙2)の策定、庁議報告
	11月	運用ルールの策定
	12月	議会報告
平成29年	1月	公開データの作成、オープンデータサイトの構築
	3月	区ホームページにて試行版公開

10 その他

庁内のデータの組織横断的な利活用については、企画政策部において、別途検討を進めていく。

文京区オープンデータ推進ガイドライン(案)

文京区 オープンデータ推進ガイドラインの趣旨

文京区 オープンデータ推進ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略¹」及び「世界最先端IT国家創造宣言²」等を踏まえ、本区がオープンデータ³を推進する際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものとして策定する。

オープンデータ推進の基本的な考え方

1 本ガイドラインにおけるオープンデータの定義

本ガイドラインにおけるオープンデータとは、区が保有する公共データが、区民及び法人その他の団体（以下「区民等」という。）に利活用されやすいように、機械判読性が高く、二次利用可能なルールの下で公開されること、また、そのように公開されたデータを指す。

2 本区がオープンデータを推進する意義

（1）経済の活性化、新事業の創出

区内で活動する企業やNPOなどが、公共データの編集、加工、分析等の各段階を通して、様々なビジネスの創出や企業活動の効率化を促進し、本区全体の経済活性化を図る。

（2）区民参加の推進

本区が公開する公共データを区民等と共有することで、官民協働による公共サービスの提供を促進する。

（3）行政の透明性・信頼性の向上

公共データをオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上を図る。

¹ 電子行政オープンデータ戦略 公共データの活用促進に集中的に取り組むため、平成24年7月にIT戦略本部により決定されたオープンデータに関する基本戦略

² 世界最先端IT国家創造宣言 世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて、IT・情報資産の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、平成25年6月に閣議決定。その中でオープンデータの推進は重要な施策として位置付けられている。

³ オープンデータ 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ

3 オープンデータ推進のための基本原則

- (1) 各部が保有する公共データを積極的にオープンデータとして公開する。
- (2) 機械判読性が高く、二次利用が容易な形式で公開する。
- (3) 営利目的、非営利目的を問わず活用を推進する。

4 推進体制

オープンデータは、全庁的な体制により推進する。また、全庁的な普及及び理解に向け、職員に対する研修等を実施する。

5 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時、必要な見直しを行う。

オープンデータ推進の具体的手法及び枠組み

1 オープンデータ化の検討対象となる公共データ

原則として、本区が保有する公共データのうち、本区ホームページに掲載し公開・公表をしているデータをオープンデータ化の対象とする。また、オープンデータ化可能な公共データの選別を進め、個人情報性の有無や他団体が有する著作権等の諸権利に配慮した上で、公開する公共データの対象を検討する。

2 オープンデータ公開サイトの整備

オープンデータの提供に際しては、本区ホームページ上にオープンデータ公開サイトを整備する。

3 二次利用の促進と機械判読性の向上

(1) 公開した公共データの二次利用の原則

オープンデータとして公開した公共データは、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

公共データの二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス⁴を使用し、どのような条件で利用を認めるか明示する。

なお、著作権法の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC BY⁵」となるよう検討し、著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとなる。

また、著作物とならない公共データについては、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

(2) 機械判読性が高いデータの公開

オープンデータ化する公共データについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造(タグの付け方、表の形式等)とするよう努める。

また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式(CSV⁶等)又はより高度な利用が可能なデータ形式(RDF⁷等)での公開へと順次拡大していく。

(3) 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

公共データの時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。

また、オープンデータを二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本区はその責めは負わない旨を明示する。

⁴ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されている。利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択して表示する。

⁵ CC BY クリエイティブ・コモンズによりライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット(氏名、作品タイトル、URL)を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。

⁶ CSV Comma Separated Values の略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

⁷ RDF Resource Description Framework の略。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索などが行える。

4 オープンデータの掲載期間

オープンデータの掲載期間については、過去から現在まで又は将来に向けたデータの変化を観察することに意味がある場合や、データの最新性に意味がある場合等、様々なケースが想定されることを踏まえ、オープンデータの掲載期間については個々のデータの性質に応じて設定する。また、掲載期間を経過したデータは速やかに削除する。

5 利活用促進のための取組の方向性

(1) 利活用促進のための支援

区民等から利活用の提案等があった場合には、その趣旨、内容を検討した上で、必要に応じて各所属が連携し、支援する。

(2) 区民等との連携

区民等のオープンデータに関するニーズの把握に努めるとともに、区民等が行う利活用促進の取組については、その趣旨及び内容を検討した上で、積極的に連携・協力する。

(3) 区民等による活用事例の紹介

区民等が本区のオープンデータを活用した新サービス等を創出した場合は、当該サービス等がオープンデータ推進の意義に沿うものかどうかを判断した上で、当該新サービス等を創出した者との協議の上、本区ホームページ等において積極的に紹介する。

(4) 各所属におけるオープンデータの活用

各所属においては、他部署のデータも含めて積極的にオープンデータを活用し、業務改善や課題解決に取り組むとともに、業務に活用できるオープンデータの拡充について検討・改善を図る。

文京区オープンデータ利用規約（案）

文京区オープンデータ利用規約（以下「本規約」という。）は、文京区公式ホームページ「文京区オープンデータサイト」に掲載している情報（以下「コンテンツ」という。）の利用に関する規約です。

コンテンツの利用の際には、本規約に従っていただくようお願いいたします。

なお、本規約は、文京区公式ホームページ掲載の全ての情報に該当するものではありません。

1 利用に当たって

コンテンツの利用をもって本規約内容を承諾したものとみなします。

コンテンツは、別の利用ルールが適用されるコンテンツを除き、どなたでも本規約に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。

本規約の内容は、予告なしに変更することがありますので、コンテンツの利用に際しては、本サイトで利用規約の最新内容を確認してください。

2 知的財産権の取扱い

コンテンツの利用者は、本サイトで提供している情報等に関する以下の事項について理解した上で、第三者の知的財産権を尊重するものとし、情報等の取扱いについては慎重な配慮を行うようにしてください。

本サイトの内容（掲載されている情報を含む。）に存在する著作物の著作権は、注があるものを除いて、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 2.1 のもとでライセンスされています。コンテンツの利用に当たっては、以下を参照してください（【 】内の部分は利用者において記載してください。）。

（1）ライセンスされている著作物を改変せずにそのまま複製して利用される場合は、以下のクレジットを記載してください。

（記載例）

【ライセンスされている著作物のタイトル】、文京区・【その他の著作権者】、
クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 2.1

（<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>）

（2）ライセンスされている著作物を改変して利用される場合は、上記クレジットとは別に編集・加工等を行ったことを記載してください。また、編集・加工をした情報をあたかも本区が作成したかのような態様で公表し、利用することを禁止します。

(編集・加工等をして利用する場合の記載例)

この【作品・アプリ・データベース等】は、以下の著作物を改変して利用しています。【ライセンスされる著作物のタイトル】、文京区・【その他の著作権者】、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 2.1

(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)

なお、ライセンスの URL は文字で記載するのではなく、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1」の文字部分などにハイパーリンクを貼る方法で提供することも可能です。

3 他のサイトの利用規約との関係について

コンテンツが、他のサイトにおいても公開される場合において、他のサイトの利用規約（法令に定める利用条件とは別に、当該サイトにおいて独自に設けられた利用条件をいいます。）と本サイトの利用規約が異なるときは、本サイトの利用規約が優先するものとします。

4 準拠法と合意管轄について

本規約は、日本国法に基づいて解釈し、又は適用されるものとします。

本規約によるコンテンツの利用及び本規約に関する紛争について、司法的判断を求める場合には、日本国東京地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

5 禁止している利用について

コンテンツに関し、以下のように利用することは禁止します。

- 法令、条例又は公序良俗に反する利用
- 国家・国民の安全に脅威を与える利用

6 無保証、免責事項、本区への弁償について

文京区では、コンテンツについて様々な注意を払っていますが、その内容の完全性・正確性・有用性・安全性等については、いかなる保証を行うものではありません。

コンテンツは、あくまでも掲載時点におけるものであり、事前に予告することなく変更、移転、削除等が行われることがあります。

コンテンツを利用したことにより損害が生じても、文京区は一切の責任を負いません。また、利用者の本規約違反又は利用者による第三者の権利侵害に起因し、又は関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の責任と利用者の費用負担で解決するものとし、文京区は一切の責任を負いません。

利用者の本規約違反又は利用者による第三者の権利侵害に起因し、又は関連して生じた全ての苦情や請求への対応に関連して文京区に費用が発生した場合（賠償金の支払を含む。）利用者は当該費用を弁償するものとします。

7 リンクについて

当サイトへのリンクは、原則フリーです。ただし、各情報においてリンクの制限等の注記がある場合には、この限りではありません。

リンク元サイトのコンテンツが公序良俗に反するものや、法令等に違反し、又は違反するおそれがある内容を含むものと認められる場合には、リンクはお断りします。

なお、リンクの設定をされる際は、以下のことを守ってください。

- (1) 当サイトへのリンクである旨を明示すること（許可や連絡は必要ありません。）
- (2) 当サイトが他のホームページ中に組み込まれるような設定はしないこと。

8 その他

本規約に違反するような行為等を発見された場合は、電子メールにより、以下のアドレスまでご連絡ください。

b052000@city.bunkyo.lg.jp